

葛卷町農業委員会
第 7 回総会議事録

1 日 時 平成31年1月21日(月) 午後1時45分から午後2時12分

2 会 場 葛巻町総合センター 産業経営相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

⑥ 久 保 淳 ⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子

⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起

6 議事録署名委員

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第7回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

会長 [あいさつ]

遊休農地解消に伴う研修会に引き続き総会ということで、大変お疲れ様でございます。
平成31年の第1回目の総会ということで、今年もどうぞよろしくお願いいたします。年明け4日の新年交賀会、それから8日のいわて農林水産躍進大会、そして昨日は、前委員との交流を兼ねてのボウリング大会ということで、行事にご参加いただきありがとうございます。

今年は、農地利用の最適化に向けて、推進委員を中心とした本格的な活動の年になるかと思えます。忙しくなりますが、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

それから、総会終了後には県農業会議から三浦部長がいらっしゃるの農地利用最適化推進会議となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

議長 [開 会]

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、4番藤岡委員、5番川崎委員より欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議長 《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、7番落宰委員、8番星野委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議長 《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議長 《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議長 【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
1月 4日(金)	新年交賀会 (町内 グリーンテージ)	会長・会長職務代理者・川崎委員・藤森委員／辰柳推進委員／事務局長
7日(月)	第2回葛巻町産業振興協議会委員会 (役場 第4会議室)	会長
8日(火)	平成30年度いわて農林水産躍進大会 (盛岡市 岩手県民会館)	会長ほか農業委員6名／推進委員4名 ／事務局長
15日(火)	現地確認 (町内)	藤岡委員・落宰委員／ 事務局長・主幹

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長

《日程第4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長

【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。まず1番の案件は、●●第●地割字●●の畑2筆243㎡で、●●地区の●●●さんから●●地区の●●●さんが本来の所有地を譲り受けるものでございます。申請地の位置図は、7ページと8ページをご覧ください。対象農地は町道●●●●線と●●●●沢が交差する所にあり、いずれも飼料畑として耕作されています。調査書は3ページをご覧ください。権利設定は1月の総会終了後で、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まで全て該当しないため、問題ないものと認められます。

1ページにお戻りください。次に2番の案件は、●●第●地割字●●●●、第●地割字●●●及び第●地割字●●の田4筆、畑6筆の計10筆48,935㎡で、●●地区の●●●●さんから後継者の●●さんへ経営移譲するため貸し付けるものでございます。申請地の位置図は、14ページをご覧ください。農地は全て自宅周辺にあり、いずれも飼料畑として耕作されています。調査書は、9ページをご覧ください。権利設定は2月1日で、30年間の使用貸借になります。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれも全て該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

なお、案件1番の地区担当・今待推進委員、並びに2番の地区担当・辰柳推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。
現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

【7番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。
7番 現地確認結果を報告します。
まず1番の対象農地は元々、●●●さんの所有であり、以前から草地として耕作しているものです。今回、●●●さんが所有する山林等の貸借に伴って測量を行った際、町道及び河川の改修により対岸に残された●●●さんの農地があることから、この測量を機に分筆及び地目変更をし、無償譲渡しようとするものです。
次に2番は後継者に経営移譲をするため、親子間で使用貸借をする案件で、これまでと同様に家族で農業に従事するものです。
2つの案件とも農地は適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。
以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。
事務局長 議案書は15ページからご覧ください。それでは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。案件全てが労力不足若しくは経営を廃止するため貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。
まず1番の案件、●●第●地割字●●●●の田2,409㎡は、●●地区の●●●●相続人代表●●●●さんが利用権を設定するもので、同地区の●●●●さんへ新たに貸し付けるも

のです。

次に2番の案件、●●第●地割字●●の畑4,768㎡は、同地区の●●●●●●さんとの契約分を経営移譲により、●●●●●●さんから後継者の●●●●●●さんに利用権を移転するものです。

次のページをご覧ください。所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

まず1番の案件、●●第●地割字●●の畑2筆5,338㎡は、●●地区の●●●●●●さんに所有権を移転するものです。売買価格は記載のとおりで、移転の時期は平成31年2月28日です。先月、公益社団法人岩手県農業公社が●●地区の●●●●●●さんから買い入れた農地です。

次に2番の案件、●●第●地割字●●の畑1,597㎡は、●●地区の●●●●●●さんに所有権を移転するものです。売買価格は記載のとおりで、移転の時期は平成31年2月28日です。平成28年5月に岩手県農業公社が●●●●●●の●●●●●●さんから買い入れた農地で、一時貸付期間満了後の売り渡しです。

続きまして3番の案件、●●第●地割及び第●地割字●●の畑3筆19,760㎡は、同地区の●●●●●●さんに所有権を移転するものです。売買価格は記載のとおりで、移転の時期は平成31年2月28日です。平成28年4月に岩手県農業公社が●●地区の●●●●●●さんから買い入れた農地で、一時貸付期間満了後の売り渡しです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議長 門場会長職務代理者。

2番 はい。所有権移転の案件の1番から3番までですが、単価が大分違いますが、何か理由があるのでしょうか。

【主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主幹 はい。それぞれ、借り手と受け手、双方の売買に至るまでの経緯の中で金額が決まったわけですが、1番の案件は先月の総会で決定した金額に手数料の2%を足したもので、153,000円となっております。2番3番については、10アール20万円から21万円、約3年前に岩手県農業公社が買い入れた当時の価格ということになります。

以上です。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議長 門場会長職務代理者。

2番 はい。わかりました。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

議 長 《日程第6》
次に日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
事務局長 議案書は、17ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番の案件は、●●地区の●●●●さんが後継者へ経営移譲をするため、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から借り受けている畑2筆10,180㎡を改めて配分するものでございます。次のページをご覧ください。配分理由は、当該農地が配分予定者の経営農地で代替農地がないもので、従来の優先順位による検討ではございません。

以上でございます。
議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

議 長 《日程第7》
次に日程第7「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
事務局長 議案書は、19ページをご覧ください。今月は、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件受理しましたのでご報告いたします。

まず1番の事案は昨年12月21日、●●地区の●●●●さんからの届出で、平成23年2月に亡くなられた父●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。田3筆、畑13筆22,554㎡は、農地全てに稲や葉たばこなどが作付けされていることから適正に管理されております。

次に、2番の事案は1月4日、●●●地区の●●●●さんからの届出で、昨年11月に亡くなられた父●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。田1筆、畑3筆69,139㎡のうち1筆は家庭菜園として、それ以外の3筆については相続前から酪農家に貸し付けて、飼料作物が作付けされていることから適正に管理されております。

なお、受理通知書については、2件とも1月4日付けで送付しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程が全て終わりましたので、葛巻町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成31年1月23日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____